

【フランス】学校のいじめと闘うための法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2022年3月2日、学校におけるいじめの定義を拡大し、加害者に対して最高で拘禁刑10年及び罰金15万ユーロを科す「学校いじめ罪」を創設する法律第2022-299号が成立した。

1 制定の背景と経緯

今日、学校のいじめ（以下「いじめ」）は、インターネット、特にソーシャルネットワーク（SNS）やグループチャット等の普及により、深刻な問題となっている。フランスでは、教育法典¹L.第511-3-1条²がいじめの定義を定めていたが、対象が限定的で³、処罰を定めていないため、内容が不十分とされていた。また、いじめへの対抗手段の生徒及び教育関係者への周知並びにネットいじめへの対抗手段の不足が問題視されていた⁴。そこで、2021年11月5日、教育関係者に、いじめへのより効果的な予防・対応策を与え、適切な措置を講ずる義務を新たに課すと同時に、加害者への処罰を定める法律案がフランス下院に提出され、2022年2月24日に下院で可決された。同年3月2日、「学校のいじめと闘うための法律第2022-299号」⁵が成立し、同月3日に公布され、一部を除いて翌4日に施行された。

2 主な内容

本法律は、全2章16か条から成る。主な内容は、次のとおりである。

(1) いじめの予防及び被害者のケア（第1章）

(i) いじめの定義及び教育機関の義務（第1条）

教育法典L.第511-3-1条を削除し、同法典中に、同条が規定していたいじめの定義を拡大したL.第111-6条を創設する。同条は、想定される被害者に大学生を、発生場所に学校外の空間を加え、加害者をあえて定義せず、いじめを、被害者の「尊厳を侵害し、身体的若しくは精神的健康を悪化させ、又は就学環境を害する」目的又は効果を有する言動から生じる行為とする。当該行為は、本法律第11条が新設する「学校いじめ罪（*délit de harcèlement scolaire*）」⁶に該当する。また、公立、私立を問わず、全ての生徒又は学生を対象とするため、同条は、教育の権利を定める同法典第1部第1編第1章に加えられた。このほか、全ての教育機関に、いじめの発生を予防し、発生時には連携して対応し、被害者、目撃者及び加害者をケアするために適切

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年4月5日である。

¹ Code de l'éducation. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006071191>>

² 2019年7月26日の法律第2019-791号 (Loi n° 2019-791 du 26 juillet 2019 pour une école de la confiance. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000038829065>>) により創設された。

³ 同条は、その対象を初等・中等教育の生徒間で、学校内で起こるいじめに限定し、生徒以外の教育関係者によるいじめの可能性を排除していた。また、国と契約を結ぶ私立学校に適用される措置の一覧（教育法典L.第442-20条）に、L.第511-3-1条は含まれなかった。Erwan Balanant, *Assemblée Nationale Rapport*, N° 4712, 2021.11.24. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion-cedu/115b4712_rapport-fond.pdf>

⁴ Colette Mélot, *Sénat Rapport d'information*, N° 843, 2021.9.22. <<https://www.senat.fr/rap/r20-843/r20-8431.pdf>>

⁵ Loi n° 2022-299 du 2 mars 2022 visant à combattre le harcèlement scolaire. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000045287658>>

⁶ 暴行罪、脅迫罪等を適用していじめの加害者を処罰することはできるが、モラル・ハラスメントへの処罰は、労働者又はカップル間のもののみを対象とし、学校には適用できないため、本法律により学校いじめ罪が新設された。

な措置を講ずること、並びに生徒及び保護者へのいじめ関連の情報提供を義務付ける。

(ii) 被害者及び加害者のケアの体制（第 5 条）

職務遂行中にいじめの事実を知り得る職業に従事する者⁷に対して、いじめの予防並びに被害者、目撃者及び加害者の特定及びケアに関する研修の受講を義務付け、関連する研修の継続的な受講を推奨する。また、教育法典 L.第 543-1 条を新設し、学校又は教育機関が活動計画⁸を定める際に、いじめの予防、監視、処理のための指導方針及び手続を盛り込むべきことを定める。

(iii) 教育補助員との期限の定めのない契約（第 10 条）

教育法典 L.第 916-1 条を改正し、同一の教育機関に 6 年間勤務した教育補助員（assistant(e) d'éducation: AED）⁹が、デクレ（政令）¹⁰が定める条件において、同機関と期限の定めのない契約を結び、勤務を継続することを認める。AED は、生徒との距離が近く、生徒同士の関係や学校環境の現状を把握できるため、いじめ対策において重要な役割を担い得るが、AED の同一機関への勤務は最長 6 年までに限られていたため、同期間を延長する必要性が指摘されていた¹¹。

(2) 学校のいじめの司法的解決（第 2 章）

(i) 学校いじめ罪（第 11 条）

第 1 条に規定するいじめの加害者を処罰するために、刑法典¹²第 222-33-2-3 条を新設して、学校いじめ罪を創設する。有罪となった加害者には、①被害者に 8 日以下の学業への支障があった場合又は支障がなかった場合、拘禁刑（emprisonnement）3 年及び罰金 45,000 ユーロ¹³、②被害者に 8 日を超える学業への支障があった場合、拘禁刑 5 年及び罰金 75,000 ユーロ、③被害者を自殺又は自殺未遂に至らせた場合、拘禁刑 10 年及び罰金 150,000 ユーロを併科する¹⁴。

(ii) SNS 上でのいじめに使用された機器の押収及び没収（第 12 条）

SNS 上でのいじめについて、加害者の携帯電話又はパソコンを押収及び没収できるようにするために、刑法典第 131-21 条を改正し、学校いじめ罪に該当する行為がオンライン公衆通信サービスを利用して行われた場合、同サービスにアクセスするために利用された機器が没収され得ること及び捜査又は予審（instruction）¹⁵の間、所定の条件の下で押収され得ることを定める。

(iii) インターネット関連事業者への、いじめ対策への協力の義務付け（第 16 条）

2004 年 6 月 21 日の法律第 2004-575 号第 6 条を改正し、電気通信事業者及びインターネットサービス・プロバイダーにいじめ対策への協力を義務付ける¹⁶。これらの事業者は、全ての人々が容易にアクセスでき、かつ目に見える通報手段を用意し、通報された事実を速やかに所管官庁に通知する等、違法行為への対策に協力しなければならない。

⁷ 教師のほか、医療従事者、ソーシャルワーカー、裁判官及び検察官、スポーツ等の指導員、警察官等が該当する。

⁸ 各機関が、3～5 年の期間について、活動、計画の実行手段又は評価方法を定めるもの（教育法典 L.第 401-1 条）。

⁹ AED は、教育の補助、学校内及び寄宿舎における生徒の監督、障害のある生徒の受入れ及び支援等を行う職員で、勤務する教育機関との契約により雇用される。“Assistant / Assistante d'éducation - AED”, 2022.3.3. Centre d'Information et de Documentation Jeunesse website <<https://www.cidj.com/metiers/assistant-assistante-d-education-aed>>

¹⁰ 2022 年 4 月 5 日現在、該当するデクレは制定されていない。

¹¹ Toine Bourrat et al., Amendement N° 16 rect. Bis, 2022.11.16. <https://www.senat.fr/amendements/2021-2022/324/Amtd_16.html>

¹² Code pénal. <<https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGITEXT000006070719>>

¹³ 1 ユーロは 129.95 円（令和 4 年 4 月分報告省令レート）。

¹⁴ 量刑は、法定刑を上限として、裁判所が決定する。

¹⁵ 公訴権行使の前提として、犯罪の行為者を特定し、その人格を解明し、当該犯罪の状況・結果を確定するもの。

¹⁶ Loi n° 2004-575 du 21 juin 2004 pour la confiance dans l'économie numérique. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/i/JORFTEXT00000801164>> 第 6 条は、これらの事業者に戦争犯罪・人道に対する罪の賛美、差別・暴力・憎悪の扇動、人道に対する罪の存在否認、セクシュアル・ハラスメント等の違法行為に対する対策への協力を義務付ける。